

瀬戸市訓令第4号

本 庁

公 所

瀬戸市職員健康診断等に関する規程（昭和24年瀬戸市庁達第3号）は、
廃止する。

令和7年3月31日

瀬戸市長 川本雅之

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日前に廃止前の瀬戸市職員健康診断等に関する規程
の規定により、出勤の停止を命じられた職員に係る措置については、な
お従前の例による。